

島 生 企 甲 第2191号
島 地 甲 第140号
平成31年4月22日

保存期間	5年
------	----

最終改正 令和3年10月27日

関 係 所 属 長 殿

島 根 県 警 察 本 部 長

警備業法の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する事務処理要領
の制定について（例規通達）

警備業法（昭和47年法律第117号）第46条の規定に基づく報告又は資料の提出の要
求及び第47条の規定に基づく立入検査について、別添のとおり「警備業法の規定に基
づく報告等の要求及び立入検査に関する事務処理要領」を定め、平成31年5月1日か
ら実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

警備業法の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する事務処理要領

1 趣旨

この要領は、警備業法の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する規程(平成31年島根県公安委員会規程第3号。以下「公委規程」という。)第5条の規定に基づき、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第46条の報告又は資料の提出の要求(以下「報告等の要求」という。)及び第47条の立入検査(以下「立入検査」という。)に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 報告等の要求の手続等

- (1) 報告等の要求は、必要が生じた事項につき原則1回とする。ただし、当該要求に基づく報告又は資料の提出が十分に履行されないときは、この限りでない。
- (2) 報告等の要求を行うときは、報告、資料提出要求書(様式第1号)を交付して行うものとする。
- (3) 資料の提出を受ける場合は、資料提出書(様式第2号)を徴するものとする。この場合において、返還を要する資料の提出を受けたときは、受領書(様式第3号)を交付すること。
- (4) 資料を提出者に返還したときは、処理結果を明らかにしておくため、請書(様式第4号)を徴すること。

3 立入職員の指定

- (1) 公委規程第4条第1項の規定による立入検査を行う職員(以下「立入職員」という。)は、警察本部にあっては生活安全部生活安全企画課の、警察署にあっては生活安全(刑事)課の法の施行に関する事務を担当する職員とする。
- (2) 所属長は、立入職員として適当と認める者について、立入職員の指定(身分証明書の交付)に関する上申書(様式第5号)により、生活安全部長に上申するものとする。

4 身分証明書の交付

公委規程第4条第2項の規定による身分証明書(以下「身分証明書」という。)の交付は、次によるものとする。

- (1) 生活安全部生活安全企画課長は、生活安全部長が立入職員に身分証明書を交付したときは、身分証明書交付台帳(様式第6号)を作成し、交付状況を明確にしておかなければならない。
- (2) 身分証明書に貼り付ける写真は、服装は、無帽、警察官にあっては制服(冬服又は合服)、警察官以外の職員にあってはスーツとし、正面、上三分身及び無背景で撮影したものであって、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- (3) 立入職員は、身分証明書を紛失することがないように、鍵の掛かる引き出し等に保管すること。

5 立入職員の指定の解除

- (1) 所属長は、立入職員に指定を解除すべき事由が生じたときは、立入職員の指定解除（身分証明書の返還）に関する上申書（様式第7号）により、速やかに生活安全部長に上申しなければならない。
- (2) (1)の上申を受けた生活安全部長は、その職員に係る指定を解除し、速やかに当該職員に身分証明書の返還を命じるものとする。
- (3) 生活安全部生活安全企画課長は、生活安全部長が(2)により身分証明書の返還を受けたときは、身分証明書交付台帳に返還日を記録するものとする。

6 立入検査結果の報告

- (1) 立入職員は、立入検査をしたときは、速やかに、書面によりその状況を所属長に報告しなければならない。
- (2) 所属長は、(1)の報告を受け、指導又は不利益処分等の必要があると認めたときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

7 教養等

- (1) 所属長は、立入職員に対し、平素から立入検査の目的、立入検査に関する諸規程等について教養の徹底を図るとともに、計画的な立入検査の実施に配慮するものとする。
- (2) 立入職員は、立入検査の補助として同行させる職員に対し、その都度必要な指示等を行い、紛議が生じないように努めること。

8 営業所等一覧表の整備

- (1) 生活安全部生活安全企画課長は、立入職員が効果的な立入検査が実施できるよう次に掲げる営業所等一覧表の電磁的記録を作成し、警察署長へ送付するものとする。
 - ア 営業所等一覧表（警備業法第4条の認定にかかる警備業者）（様式第8号）
 - イ 営業所等一覧表（警備業法第9条前段の届出にかかる警備業者）（様式第9号）
 - ウ 営業所等一覧表（警備業法第9条後段の届出にかかる警備業者）（様式第10号）
- (2) 警察署長は、立入職員が効果的な立入検査が実施できるよう(1)の営業所等一覧表を活用した電磁的記録を整備するものとする。

なお、内容に変更が生じた場合は、その都度、更新するなど、随時、実態に即した立入検査ができるよう確実な整備に努めること。

様式 〔略〕